

会計年度任用職員募集案内『福祉（生活保護）関係職種』 (令和8年度採用)

令和8年4月から、みやま市役所で会計年度任用職員（パートタイム）として働く方を募集します。任用の詳細については、募集案内を確認して、別添の会計年度任用職員申込書により申し込みください。

採用条件

地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・みやま市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

申込期間

令和8年1月13日（火）から1月30日（金）まで（閉庁日・閉庁時間を除く）【必着】

申込み手続き

『会計年度任用職員申込書』と『応募資格が証明できる書類の写し』（必要な職のみ）を、郵送または持参してください。

選考方法

書類審査や面接試験などにより採用を決定します。（次の職種一覧を確認ください）

試験日程

令和8年2月に予定しており、申込締切後に試験の日程等を通知します。

募集する職、採用予定人数、報酬、勤務条件等

次の表の通りです。勤務条件によって、賞与・通勤費の支給や、年次有給休暇・特別休暇の付与があります。なお、表に記載している報酬額は、人事院勧告に基づき職員の給与関係が改正された場合のものであります。

任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

条件付き採用期間

初めの1カ月は条件付採用となり、成績不良の場合は免職となります。

次年度の任用について

勤務成績による再度の任用制度有

(※機構改革や人員配置の見直しにより、職が廃止になった場合を除く)

社会保険

勤務条件によって、健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用される場合があります。

公務災害

市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。

服務規程

勤務の内外で、全体の奉仕者として守らなければならない「服務」が適用されることとなります。具体的には、①服務の宣誓、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、③信用失墜行為の禁止、④守秘義務、⑤職務専念義務、⑥政治的行為の制限、⑦争議行為等の禁止といった内容となります。これらの服務規律に違反した場合は、懲戒処分の対象となります。

兼業の取り扱い

パートタイム会計年度任用職員は、原則として兼業することが認められますが、「職務専念義務」や「信用失墜行為の禁止」等の服務規律の適用となるため、それに反する場合は認められません。確認のために、兼業に関し事前の届出が必要となります。

※兼業が認められない場合の例

- ・ 兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合（本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合など）
- ・ 兼業を行うことで職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
- ・ 兼業を行うことで本市の信用を損なうおそれがある場合

『職種一覧（生活保護関係）』

職 名	募 集 内 容
介護支援専門員	<p>業務内容：生活保護制度、社会保障制度の説明その他生活保護申請に関する内容相談、電話相談、相談記録の作成、移管先福祉事務所との調整業務及び関係機関との連携連絡業務等</p> <p>応募資格：次の要件全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護の専門知識を有する者で、福祉事務所において査察指導員・現業員の生活保護業務経験が3年以上ある、もしくは福祉事務所において生活保護面接相談に係る実務経験が3年以上ある者 ② 文章入力等のパソコンの操作ができる者 ③ 普通自動車運転免許を有する者（AT 限定可） <p>勤務日数：週4日（土・日・祝日・年末年始、月～金曜日のうち1日は休み）</p> <p>勤務時間：8：30～17：00（休憩45分）</p> <p>勤務場所：みやま市役所 福祉課</p> <p>募集人数：1人</p> <p>報 酬：月額 235,622 円程度</p> <p>選考方法：書類選考、面接</p> <p>試験日程：令和8年2月予定（詳細は申込締切後に連絡します。）</p> <p>申 込 先：〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地 みやま市役所 福祉課 生活支援係 TEL：0944-64-1528</p>